

2025大阪・関西万博出展料補助金交付要綱

(目的)

第1条 2025大阪・関西万博において、中小企業・スタートアップが大阪ヘルスケアパビリオン「展示・出展ゾーン」(以下「展示ゾーン」という。)に出展する際に必要となる出展料に対し補助金を交付することについて、東大阪市補助金等交付規則(平成元年東大阪市規則第13号)に定めがあるもののほか、この要綱にて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、モノづくりのまち東大阪の企業であることを国内外に継続して情報発信できる者であって、展示ゾーンに出展する次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 展示ゾーンへの出展決定時点で本社、研究開発拠点、工場等の拠点が東大阪市内にある中小企業または小規模事業者(以下「中小企業者等」という。)
- (2) (1)に掲げる中小企業者等を含む団体
- (3) 中小企業者等で構成される団体であって、展示ゾーンへの出展決定時点で主たる事務所が東大阪市内にある団体((2)に該当する団体は除く)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)は、対象外とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

3 市長は、本補助金の交付を受ける補助対象者が暴力団等であるかどうかについて必要に応じて警察署長の意見を聴くことができる。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が展示ゾーンに出展する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は展示ゾーンの出展料とする。

2 東大阪市内にある中小企業者等が負担した経費は補助対象外経費とする。ただし第2条第1項(3)に掲げる補助対象者を構成する中小企業者等を除く。

3 補助対象経費に対して、他の支援機関から助成または補助を受ける場合には、その金額を補助対象経費から除くものとする。

4 消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に2分の1を乗じた金額または25万円のいずれか低い金額(千円未満切捨て)とする。

(交付の申請)

第6条 申請者は、当該年度の市長が指定する日までに補助金交付申請書(様式第1)に次の必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

ア. 展示ゾーンの出展料の負担を証する書類(領収証の写し等)

イ. 申請者が団体(第2条第1項(2)(3))の場合は、団体を構成する企業名、所在地(東大阪市に拠点のある中小企業者等はその住所)が確認できる書類

ウ. 東大阪市税の滞納のない証明書(申請者が第2条第1項(2)または(3)の場合は東大阪市に拠点がある代表企業に限る)

エ. 申請者が第2条第1項(2)の場合は、団体内経費負担内訳表(様式第2)

オ. 補助対象経費に対して、他の支援機関から助成または補助を受ける場合は、それを証する書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときはその内容を審査するとともに必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付または不交付を決定し、補助金(交付・不交付)決定通知書(様式第3)により通知する。

2 市長は前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第8条 補助対象者は、本補助金の申請の取り下げを行うときは、速やかに補助金交付決定辞退届出書(様式第6)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による辞退があったときは、当該申請にかかる補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により交付決定を受け、補助金の支払いを受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第4)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、本補助金を交付する。

(フォローアップ調査等)

第10条 補助対象者は、実施結果の報告として、補助事業終了後、展示ゾーンで出展した際の写真データ等を提出するとともに、最長3年間フォローアップ調査票及び市長が指定する事業年度の損益計算書を提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、第9条の辞退があった場合または次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、または変更することができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた場合

(2) 補助金の交付目的以外の用途に使用した場合

(3) 補助金の交付の決定に付された条件に違反した場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変化等により、補助対象事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

(5) その他この要綱の規定に違反した場合

- 2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(関係書類の整備及び保管)

第12条 補助対象者は、補助対象経費の支払いを証する書類について本補助金が交付された日が属する本市の会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(天災地変または申請者の責めに帰さない理由により中止となった場合の措置)

第13条 市長は、天災地変その他補助対象者の責めに帰さない理由により補助対象事業の全部または一部が中止となった場合は、補助対象者において既に支出済みの経費または支出を予定する経費のうち市長が必要と認める経費については、補助対象経費とすることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月7日から施行する。ただし、令和6年4月1日に遡って適用する。

(様式第1)

年 月 日

東大阪市長

所在地
名称
代表者

補助金交付申請書

次の事業について補助金の交付を受けたいので、2025大阪・関西万博出展料補助金交付要綱の規定に基づき必要書類を添えて申請します。

1. 事業名 2025大阪・関西万博出展料補助金
2. リボーンチャレンジ出展期間 年 月 日から 年 月 日まで
3. 申請金額 円
4. 出展テーマ
5. 展示内容（具体的な展示品）

(暴力団員等でないことの誓約等)

- ・申請書に添付する名簿に記載の者は、いずれも暴力団員または暴力団密接関係者に該当しません。
(チェック欄：□)
- ・名簿に記載のある事項に基づいて、東大阪市長から警察署長へ照会する場合があることに同意します。
(チェック欄：□)

(様式第2)

団体内経費負担内訳表

【支出内訳】

番号	企業名	出展料負担額
1		円
2		円
3		円
4		円
5		円
6		円
7		円
8		円
9		円
10		円
11		円
12		円
13		円
14		円
15		円
16		円
17		円
18		円
19		円
20		円
21		円
22		円
23		円
24		円
25		円

※税抜価格で記入すること。

番号	企業名	出展料負担額
26		円
27		円
28		円
29		円
30		円
31		円
32		円
33		円
34		円
35		円
36		円
37		円
38		円
39		円
40		円
41		円
42		円
43		円
44		円
45		円
46		円
47		円
48		円
49		円
50		円
合 計		円

(様式第3)

東大阪 第 号
年 月 日

様

東大阪市長 野田義和

補助金（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、2025大阪・関西万博出展料補助金
交付要綱の規定に基づき次のとおり（交付することを・交付しないことを）決定したので通
知します。

1. 交付金額 円
2. 事業名 2025大阪・関西万博出展料補助金
3. 条 件
（交付しないことを決定した理由）

(様式第4)

年 月 日

東大阪市長

所在地
名称
代表者

補助金交付請求書

2025大阪・関西万博出展料補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり請求します。また補助金は、下記金融機関の口座へ振込むよう依頼します。

記

1. 事業名 2025大阪・関西万博出展料補助金

2. 補助金請求額 円

3. 振込先金融機関口座

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

(様式第5)

年 月 日

東大阪市長

所在地
名称
代表者

補助金交付申請取下げ書

年 月 日付けで申請した以下の補助金について、2025大阪・関西万博出展料補助金
交付要綱の規定に基づき、交付申請を取下げたいので届け出ます。

1. 事業名 2025大阪・関西万博出展料補助金

2. 取下げの理由